

国民健康保険 老人保健制度が 変わります

平成18年
10月1日から

少子高齢化が進行し、医療費は年々増加しています。その中でも高齢者の医療費増加が続いています。

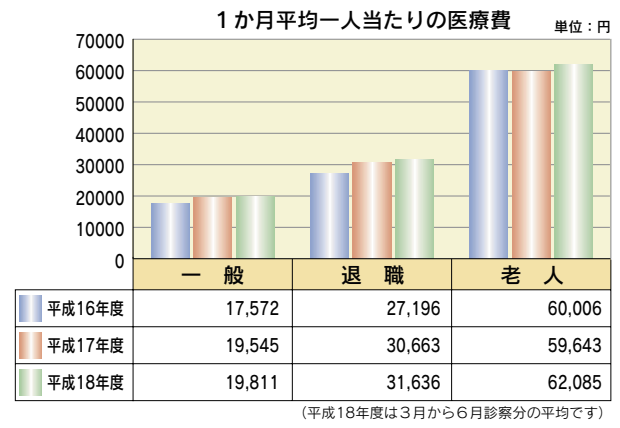
このような時代背景の中で、安心の基盤である「国民皆保険制度」を維持し将来にわたって持続していくため、医療保険制度が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

増え続ける 国民健康保険の医療費

越前町の平成18年度の国民健康保険1人当たりの医療費（1か月平均）は、一般の被保険者が19,811円、退職者医療の被保険者が31,636円、老人医療の受給者が62,085円となっています。前年と比較すると、一般が1%増、退職者医療は3%増、老人医療は4%増となっています。

金額にすると全体で、約1億1,000万円も増加しています。

国民健康保険は、皆さんの保険料や



人工透析の自己負担限度額 が変わります

慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者※2は、自己負担限度額が引き上げられます。



※2 上位所得者
基礎控除後の年間所得額が600万円を超える世帯

出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金が、引き上げられます。



医療費の自己負担限度額 が変わります

◎70歳未満の人
同じ人が同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

◎70歳以上の人
(老人保健対象者も含む)

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(老人保健の場合は高額医療費)として支給されます。今回の改正で、下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。



問合せ先 高齢福祉課
34-8711

国・県などからの補助金で運営しています。医療費が増加すれば、その分保険料も上がることとなります。そうならないためにも

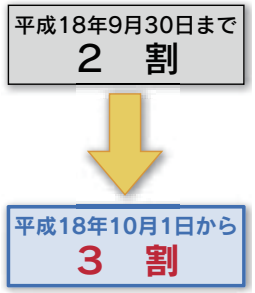
- 診療機関のかけもちをやめ、かかりつけ医を決める。
- 食事のバランスなどに気を配る。
- 適度に運動をする。

といったことなどを心がけ、日頃から健康づくりをしていくことが必要です。

皆さんの健康づくりが医療費の節約の第一歩となります。

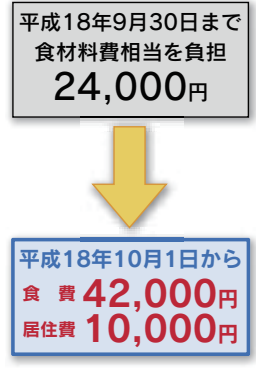
所得の多い高齢者の 自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みに所得のある一定以上所得者※1は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。



療養病床に入院する場合の 食費・居住費の負担が 変わります

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。



なお、所得が低い人は負担が軽減され、食費と居住費の合計額が住民税非課税世帯では30,000円、年金受給額が80万円以下の人では22,000円、老齢福祉年金受給者では10,000円となります。

※ 人工呼吸器 中心静脈栄養を要する患者や脊椎損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者については、現行どおり食料費相当24,000円のみ負担となります。

<70歳以上の人>

平成18年9月30日まで

自己負担限度額 (月額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者※1	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合40,200円)
低所得II※3	8,000円	24,600円
低所得I※4		15,000円

<70歳未満の人>

平成18年9月30日まで

自己負担限度額 (月額)		
	3回目まで	4回目以降
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者※2	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月1日から

自己負担限度額 (月額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者※1	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合44,400円)
低所得II※3	8,000円	24,600円
低所得I※4		15,000円

平成18年10月1日から

自己負担限度額 (月額)		
	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者※2	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

(4回目以降) 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※3 低所得II
住民税非課税の世帯に属する人

※4 低所得I
住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が必要経費と控除を差し引くと0円になる人(年金の所得は控除額を80万円として計算)